

千葉県下水道協会 排水設備工事責任技術者証 再交付申請案内

千葉県下水道協会に登録している排水設備工事責任技術者には、登録番号が記載された「排水設備工事責任技術者証」が交付されています。5年ごとに登録更新が完了すると新しい登録番号の技術者証が交付されます。その間の紛失・毀損等による再交付につきましては、下記により申請して下さい。

1 再交付申請できる方

- (1) 排水設備工事責任技術者証の有効期限内にある者
- (2) 次のア～ウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者
 - ウ 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

2 申請方法

- 3 頁「排水設備工事責任技術者証再交付申請書類一覧表」**に記載の書類を折らずに封筒へ入れて、普通郵便にて千葉県下水道協会事務局へ送付して下さい（レターパックでの送付も可）。
- *氏名・住所・勤務先は、現在のものを記載して下さい。
 - *送料は申請者の御負担でお願いいたします。
 - *市町村等の窓口では受付いたしません。

3 書類提出先

○郵便料金

定形 50 g 以内 110 円
 定形外 50 g 以内 140 円
 定形外 100 g 以内 180 円

切り取って宛名ラベルとしてご使用ください→

260-8722

**千葉市中央区千葉港 1-1
 千葉市役所 下水道経営課内**

**千葉県下水道協会事務局 行
 （責任技術者証再交付申請書類 件在中）**

電話番号 043(245)6112

4 受付期間

4月から翌年3月15日まで（当日消印有効）

5 技術者証の交付

再交付する技術者証は、紙タイプのカードに写真を貼付した手書きのものとなります。

＊事務局に到着してから1か月ほどで交付します。

＊提出書類及び写真に不備・不足等がある場合は、整うまで技術者証は作成しませんので
ご注意ください。その場合は、書類が整ってから1か月ほどで交付となります。

6 手数料

排水設備工事責任技術者証再交付手数料5,000円

＊手数料は、銀行窓口・ＡＴＭ・ネットバンク等により下記の口座へお振込いただき、
振込受付書や明細等のコピー又は原本を御提出ください。

〔振込金額〕 5,000円

〔振込先〕 千葉銀行 本店営業部

普通預金 3682342

口座名義 チバケンゲスイドウキョウカイ ジムキョクチヨウ ヨシイ マコト
千葉県下水道協会 事務局長 吉井 信

（注）振込手数料は、申請者の御負担でお願いいたします。

手数料は、申請を取り消した場合でも規定により返還いたしません。

会社名での振込も可能です。会社名で振り込む場合や、数名分を一括で振り込む場合は、振込を
証する書類をコピーし申請者全員の氏名と排水設備工事責任技術者登録番号を列記したものを添付
して下さい。

7 問い合わせ先

千葉県下水道協会事務局

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所低層棟 3 階

千葉市建設局下水道企画部下水道経営課内

TEL. 043-245-6112

<http://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokikaku/keiei/>

〈利用目的〉

本協会が取得した排水設備工事責任技術者の個人情報、以下の目的にのみ使用します。

- 排水設備工事責任技術者の登録管理及び合格証・責任技術者証の交付に関する事
- 排水設備工事責任技術者の資格の更新に関する事
- 市町村等における排水設備工事業務に関すること

〈 排水設備工事責任技術者証再交付申請書類一覧表 〉

①～⑤は申請者全員に御提出いただく書類です。

↓チェック欄 必要書類は全てありますか？	
①	☐ 排水設備工事責任技術者証再交付申請書(A4)(様式第9号) ・ 内を記入して下さい。 ・ カラーの証明写真1枚貼付(縦3cm×横2.5cm、3か月以内に撮影したもの) 裏面に氏名を記入し、証明写真欄にのり付けして下さい。 〈写真注意事項〉 正面顔写真、脱帽、背景及び枠なし。白黒写真、顔が極端に小さい、サングラスの着用や前髪で目が隠れているもの、照明不足で顔が不鮮明なもの等は受付いたしません。
②	☐ カラーの証明写真1枚(紙カード貼付用) ・ ①再交付申請書と同じ写真(裏面に氏名を記入) 写真のサイズが合わない場合は、顔や頭をトリミングする場合があります。
③	☐ 住民票 発行日から3か月以内のもの(コピーは不可)
④	☐ 排水設備工事責任技術者証再交付手数料の振込を証する書類 (金額及び振込先は2頁を御参照下さい。) ・ 手数料の振込受付書等のコピー又は原本
⑤	☐ 排水設備工事責任技術者証送付先宛名ラベル

【重要】 ※住所・氏名に変更があった場合⇒⑥も同封して下さい。

⑥	☐ 排水設備工事責任技術者証届出事項変更届(A4)(様式第8号) ・ 「排水設備工事責任技術者届出事項変更届の提出について」に記載の添付書類を同封して下さい。*但し、住民票は上記③の1通で構いません。
---	---

〈 住 所 の 記 入 に つ い て 〉

◎建物名称を省略した場合でも、郵便物が届くように御記入下さい。

再交付申請書(様式第9号)の住所欄
県名から記入し、番地、部屋番号等はハイフンでつなぎ、マンション名、アパート名等の方書きは、後ろに記入して下さい。 但し、建物の所在地が漢数字や英数等で表記されてなく番地の一部となっている場合を除きます。 (例：イーストパレス、ウエストパレス、西棟、東棟など)

*特に「〇〇1街区、〇〇式番館、〇〇Ⅲ、〇〇21、〇〇G、第2〇〇、〇〇ビル2階」等(〇〇は建物名称)の場合は、番地を含めなければならない部分と方書き(建物名称)部分とに注意して御記入下さい。

〈住所の記入例〉

例1) 住民票の記載 千葉県千葉市中央区△△1丁目2番地の5 〇〇パレスⅢ606号

- ① 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-Ⅲ-606 〇〇パレス
- ② 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-3-606 〇〇パレス
- ③ 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-606 〇〇パレスⅢ

例2) 住民票の記載 千葉県千葉市美浜区△△1丁目10番地の3 〇〇〇式番館707号

- ① 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-式番館-707 〇〇〇
- ② 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-2-707 〇〇〇
- ③ 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-707 〇〇〇式番